

規 則

埼玉県職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年十一月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第六十号

埼玉県職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則

埼玉県職場適応訓練委託規則（平成二十四年埼玉県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「雇対策法」を「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。